

論文式試験問題集 [倒 産 法]

[倒産法]

[第1問] (配点: 50)

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、コンピュータ・ソフトウェアの製造及び販売を業とする会社であり、平成20年頃には、年間で50億円を超える売上げを計上するなど、順調な業績を維持していたが、平成22年末頃以降は、徐々にその経営が悪化し、平成23年9月5日には、破産手続開始の申立てをするに至り、同月15日、破産手続開始の決定を受け、弁護士Xが破産管財人に選任された。

【設問】 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、平成22年12月頃、売上げの半分以上を占めていた取引先が破綻し、当該取引先からの支払が突然途絶えたため、以後は、その資金繰りが悪化した。

そこで、A社は、メインバンクを含む金融機関に新規の融資を求めたものの、十分な額の融資を得ることができそうになかったため、取引先からの紹介を受け、いわゆる事業再生ファンドであるBアセット株式会社（以下「B社」という。）と交渉した結果、将来の他社とのM&Aを念頭に置いてB社から最大で20億円をめどに融資を受けられることとなり、まず、平成23年2月1日に5億円の融資を受ける旨の契約をB社との間で締結し、その融資は、同日、実行された（以下においては、利息については考慮せず、当該契約に基づくA社の債務額は、5億円とする。）。この契約においては、A社は、同年8月1日をもって、借入金を返済する旨の条項が含まれていた。

A社によるスポンサー企業等の開拓は、その後も精力的に続けられたが、業界の景気の更なる悪化などのため、適当なスポンサー企業等を獲得するには至らなかった。その結果、A社の経営状況は、同年6月頃から深刻さを増したものの、B社からの上記の5億円の融資金の残りを利用することができたため、一部の金融機関に対する債務の返済計画を相手方の同意を得て変更した以外は、全ての債務を約定どおり弁済していた。

一方、B社は、同年6月頃には、A社への上記の融資は失敗であり、その回収に向けた準備が必要であるとの判断に至ったことから、当該融資の段階でその担保のために抵当権の設定を受けていたA社所有の不動産の評価を進めたところ、2億円しか満足を受けられる見込みがないことが明らかになった。そこで、同年7月25日、B社の代表取締役らがA社を訪れ、5億円の融資の返済期日を同年9月1日に変更するとともに、その見返りとして、A社の有する複数の売掛金債権（全てが優良債権であり、その評価額は、2億円であった。）を追加担保（譲渡担保）としてB社に差し入れることを求めた。A社の代表取締役であるCは、同年7月25日、やむを得ず、これに応じて、当該売掛金債権について債権譲渡担保を設定し（以下「本件債権譲渡担保設定行為」という。）、A社とB社は、同月28日に債権譲渡登記を経由した。A社は、この当時、同年8月中旬までに弁済期が到来する債務を幾つか負担し（この他には、同年8月中に弁済期が到来する債務はなかった。）、その総額は、1億円に達していたが、B社に対する債務の支払の猶予を受けたことで余裕ができたため、何とか、これらの債務を全額決済することができた。ただし、CらA社の経営陣は、同年7月末時点で、A社の余裕資金はぎりぎり1億円であり、他方で、同年8月中に新たな弁済資金の調達の見込みがなかったため、同年8月中旬には弁済資金が枯渇するものと予想していた。そして、実際にも、その予想どおりに資金状況は推移し、返済期日が同年9月1日に変更されたB社に対する上記の債務の支払をすることができなかつた。

以上の場合において、A社の破産手続開始後、A社がB社のためにした本件債権譲渡担保設

定行為をXが否認することができるかどうかについて、予想されるX及びB社の主張を踏まえて、論じなさい。

2. A社は、平成23年5月27日、株主総会を開催し、①取締役としてDらを選任すること、②定款を変更して、本店を移転すること、③1株当たり500円の配当をするることをそれぞれ決議した。ところが、A社の株主Eは、同年7月29日、当該株主総会の決議の取消しの訴えを提起した。

なお、この訴訟においては、DがA社を代表して訴訟追行をしていた。

以上の場合において、当該訴訟は、A社に対する破産手続開始の決定によってどのような影響を受けるかについて、論じなさい。

〔第2問〕(配点: 50)

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

金属製品のリサイクル業等を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、債権者50社に対して総額約10億円の負債を負っていたことから、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとして、平成23年5月30日に再生手続開始の申立てを行ったところ、同日に監督委員として弁護士Xが選任された上、同年6月3日に再生手続開始の決定を受けた。

〔設問〕以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、平成23年1月21日、その主要な取引銀行であるB銀行から1億円の融資を受けるに当たり、その担保として、B銀行に対し、取引先のC株式会社（以下「C社」という。）外10社に対する金属製品の販売に係る売掛金債権をそれぞれ譲渡した。その際、対抗要件の具備については留保し、B銀行がA社を代理して譲渡通知を行うことができる旨の委任がA社からB銀行にされた。

B銀行は、A社が再生手続開始の申立てを行ったことを受け、同年6月1日、上記の売掛金債権の譲渡担保について確定日付のある証書による債務者らに対する譲渡通知をしたもの、C社に対する売掛金債権については、この譲渡通知を行うことを失念していた。B銀行は、同月13日になってこれに気付いたことから、同日、C社に対し、当該売掛金債権につき確定日付のある証書によって譲渡通知をするとともに、同月15日には、C社から確定日付のある証書による承諾も、取得した。

以上の場合において、A社がB銀行に対してC社に対する売掛金債権がA社に帰属することを主張することができるかどうかについて、B銀行の譲渡通知及びC社の承諾がそれぞれ再生手続上どのように取り扱われるかを踏まえて、論じなさい。

2. A社は、財産評定を完了し、平成23年7月29日、裁判所に対し、財産目録及び貸借対照表を提出した。これらによれば、A社の再生手続開始の時点における資産総額は、3億円であり、共益債権、一般優先債権及び破産手続において清算するための費用等を控除して算定した予想破産配当率は、10%とされていた。Xが調査を進めたところ、A社について、主要な取引先であるD株式会社（以下「D社」という。）から再生債権である未払の売掛金を即時に弁済しなければ新規の取引を全て打ち切る旨を告げられたため、やむを得ず、再生手続開始後財産評定前の段階で、D社に対し、裁判所に無断で、500万円の弁済をしていたという事実が当該財産評定後に判明した。

なお、当該財産評定においては、上記の500万円の弁済後の資産が計上されていた。

その後、A社は、同年8月29日、裁判所に対し、再生計画案を提出した。当該再生計画案における権利の変更の一般的基準の要旨は、次の①から④までのとおりであった。

- ① 再生債権の元本並びに再生手続開始の決定の日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額のうち、10万円までの部分は、免除を受けず、10万円を超える部分は、再生計画の認可の決定が確定した時にその95%の免除を受ける。
- ② 再生手続開始の決定の日以後の利息及び遅延損害金は、再生計画の認可の決定が確定した時に全額の免除を受ける。
- ③ 権利変更後の債権額のうち、10万円までの部分は、再生計画の認可の決定が確定した日から2か月以内に支払う。
- ④ 権利変更後の債権額のうち、10万円を超える部分は、均等額で5回に分割し、平成24年から平成28年までの間、毎年7月末日限り、支払う。

以上の事実関係を踏まえ、裁判所がA社の提出した再生計画案を決議に付すかどうかを判断するに当たり、どのような法律上の問題点があるかを論じ、あわせて、XがA社に対してどの

ような是正措置を採るよう勧告すべきかについて、論じなさい。

論文式試験問題集 [租 稅 法]

[租 税 法]

[第1問] (配点: 50)

上場会社であるX社（暦年を事業年度とする内国法人。）は、同社の知名度を上げるとともに、同社の新規投資先発掘を目的として、X社の商号を冠した「X起業大賞」という起業企画コンペを行った。X社は、平成21年10月に、X社が大賞受賞者と起業支援のための起業支援契約を締結することなどを盛り込んだ募集要項を発表、平成22年10月に優秀者5名を決定し、うち1名を最優秀者としてX起業大賞を授与することとした。

甲（居住者）は、子供の頃から、いつかは自分が発明したロボット製品を世界中に広めたいという夢を持ち、工学系大学院修了後は、実家に住み、叔父が経営するY精密機械工場（以下「Y」という。）で働きながら、実家の物置を改装した作業場で、大学院在学中に自分が取った特許技術を応用した比較的低価格で製造可能な介護支援用ロボット「OKくん」の商品開発を続けていた。甲は、ロボット専門誌でX起業大賞のことを知り、ここが人生の正念場と考えて起業の決意を固め、平成21年末にYを退職し、その後、退職時にYから受けた退職金100万円を軍資金とし、叔父の好意でYの工場の一角と工作機械を使わせてもらい、OKくんの商品性の改良と企画書作りに専念した。甲は、平成22年3月の締切りぎりぎりにOKくん起業企画書を仕上げて応募し、同年4月から発表までの間も、父親から300万円を借金してOKくんの商品性の改良にまい進していたところ、最優秀者に選ばれた。

平成22年11月1日に行われたX起業大賞表彰式において、優秀者5名に対して、X社から奨励金として500万円が入った金一封が授与され、最優秀者甲には、この金一封に加えて、甲を宛先とし、X社代表取締役社長名義で記名押印され、「貴殿がX起業大賞に応募したOKくん起業企画書を最優秀と認め、奨励金500万円を授与するとともに、①正賞として、総額で最高5000万円までの起業支援金を授与し、②副賞として、貴殿がX社のビジネス・パートナーとなった証として、X社普通株式1000株を授与する。また、X社は、本日付けで募集要項記載の起業支援契約を貴殿と締結したことを確認する。」と記載されたX起業大賞目録が授与された。「起業支援契約」の主要な条項は下記のとおりである。

第1条（起業支援金支払条件）

X社は、甲に対し、本契約に定める条件に従って、X起業大賞目録記載の正賞として、起業支援金を支払う。ただし、X社は、OKくん起業企画書（以下「甲起業企画書」という。）の企画を実行するための費用として、本契約有効期間中に発生したものにつき、甲がX社に対してその請求書又は領収書を提出することを条件として、当該費用相当額を、本条に基づく起業支援金として、累積合計5000万円に至るまで支払うものとする。

第2条（協議及び独占販売権）

甲は、甲起業企画書の企画達成状況につき、本契約有効期間中、少なくとも1か月に1回、更にX社が希望する場合には隨時、X社に報告しなければならない。X社は、甲起業企画書記載の商品につき、別途合意する売買条件で、本契約の期間満了日前でX社が指定する日（以下「独占販売契約開始日」という。）から2年間の独占販売権を甲から受ける権利を有する。

第3条（起業支援金残額の取扱い）

第1条の規定にかかわらず、①甲が独占販売契約開始日までに同条に基づいてX社に請求した起業支援金の累積合計が5000万円に満たなかった場合には、X社は甲に対し、未請求分の起業支援金残額を独占販売契約開始日に支払うものとするが、②X社が本契約の期間満了日までに独占販売契約開始日を指定しなかった場合には、甲はX社に対し、未請求分の起業支援金残額の支払を請求することはできない。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、平成22年11月1日から、①X社が第2条に基づいて独占販売契約開始日を指定した場合には、X社が指定した独占販売契約開始日の前日、又は②平成23年1月1日のいずれか早い方の日までとする。

甲は、奨励金500万円で父親からの借金の返済もでき、平成22年11月にはようやく念願の新作業場を賃借し、アルバイトを雇って試作品の製作を開始した。その後のOKくん発売までの道のりは次のとおりであった。

平成22年

11月～12月 甲は、新作業場の賃料、人件費及び機材購入費の請求書を添付して、起業支援金800万円の請求書をX社宛てに発行し、X社は即時に請求額を支払った。

平成23年

1月～3月 甲の新作業場で製作したOKくんの試作品をX社の技術研究所に持ち込み、耐久性、安全性等のテストを行い、3月末には上々のテスト結果が得られた。

4月 X社は、平成23年7月1日を独占販売契約開始日に指定した。

1月～6月 甲は、新作業場の賃料、人件費及び機材購入費の請求書又は領収書を添付して、起業支援金500万円の請求書を毎月1回、月初めにX社宛てに発行し、X社は甲に対し、この半年間で合計3000万円の起業支援金を支払った。

6月 甲とX社は、X社をOKくんの独占販売代理店に任命する2年間の独占販売契約を締結した。甲は、新作業場では専ら製造原価引下げのための改良作業を行うこととしていたので、独占販売契約開始日以降の製造能力を確保するために、起業を応援してくれた叔父に恩返しをしたいということもあり、Yと、取りあえず1年間の製造委託契約を締結した。

7月1日 独占販売契約開始日。X社は甲に対し、平成23年6月30日時点の起業支援金未請求額1200万円を支払った。

7月～ X社は、独占販売契約締結後速やかに、平成23年の敬老の日を発売開始日として、OKくんの予約キャンペーンを開始したところ、OKくんは爆発的なヒット商品となった。

甲に対する副賞のX社普通株式1000株は、X社側の必要手続や甲側の証券口座開設手続等いろいろな手続に時間が掛かり、結局、平成23年4月1日にX社から甲に引き渡された。なお、甲が表彰式においてX起業大賞目録を受け取った日である平成22年11月1日におけるX社普通株式の株価は、1株2万円であったが、その後急落し、甲がX社から同社普通株式1000株の引渡しを受けた日である平成23年4月1日の終値は、1株1万円であった。しかし、OKくんが爆発的なヒット商品となったことから、同年12月末には、1株3万円まで株価が上昇した。

以上の事案について、次の設問に答えなさい。ただし、租税特別措置法は考慮しないこととする。

[設問 1]

あなたは、甲から、次に掲げるX起業大賞の賞金・賞品は、それぞれ、所得税法上、どの年に、幾らの金額が、いかなる種類の所得として取り扱われるかについて意見を求められた。あなたの意見を、理由を明らかにして述べなさい。

- (1) 奨励金
- (2) 起業支援金
- (3) X社普通株式1000株

[設問 2]

X社がX起業大賞の受賞者（優秀者及び最優秀者）に対して支払う奨励金及び起業支援金は、法人税法上、どの年度においてどのように取り扱われるか。根拠条文と理由を付して答えなさい。

[第2問] (配点: 50)

A（居住者）は、昭和40年頃からK市において小売業を営んできた。Aは、平成20年中に、小売業の一部であるP店での事業を法人組織に切り換えることにしてX株式会社（暦年を事業年度とする内国法人。以下「X社」という。）を設立し、P店の店舗、敷地、在庫商品及び売掛金（以下それぞれ「P建物」、「P土地」、「P商品」及び「P売掛金」という。）をX社に譲渡した（以下「本件法人成り」という。）。P建物及びP土地は、Aが平成10年に取得したものであり、X社への譲渡の時においてP建物の簿価は5億円、時価も5億円、譲渡対価は1億円であり、P土地の簿価は5億円、時価は6億円、譲渡対価は4億円であった。また、P商品の簿価総額は8000万円、通常の販売価額の総額は1億円、譲渡対価は2000万円であった。P売掛金の譲渡対価はその債権額どおり1000万円であった。なお、P売掛金の基礎となる売買契約の対象商品は、P売掛金のX社への譲渡の時までに、全てAから買主に引渡済みであった。

Aは、本件法人成りの後もP店以外で営んできた小売業を、平成22年末をもって全面的に廃業したが、平成23年1月1日に、前年まで小売店のうちQ店の敷地として使用してきた土地（以下「Q土地」という。）をX社に贈与し（以下「本件贈与」という。）、また、同日以降、前年までQ店の店舗として使用してきた建物（以下「Q建物」という。）をX社に月額5万円の賃料で貸し付けることにした（以下「本件貸付け」という。）。本件贈与に関しては、AとX社との間で、Q建物の建築に係るAの借入金の残額（1000万円）をX社がAに代わって借入先に支払う旨が合意された。Q土地は、Aが平成元年に5000万円で取得したものであり、X社への贈与時の時価は3000万円であった。また、K市では平成23年において、Q建物と類似の条件にある貸店舗の賃料相場は月額30万円であった。

以上の事案について、以下の設間に答えなさい。ただし、租税特別措置法及び同族会社の行為計算否認規定（所得税法第157条、法人税法第132条）の適用はないものとする。

[設問1]

本件法人成りに伴う資産の譲渡に係るAに対する所得税の課税関係について、根拠条文を摘示して検討しなさい。

[設問2]

平成23年における本件贈与及び本件貸付けに係るAに対する所得税及びX社に対する法人税の課税関係について、根拠条文を摘示して検討しなさい。

論文式試験問題集 [経済法]

[経済法]

[第1問] (配点: 50)

A社、B社、C社及びD社（以下「4社」という。）は、いずれも石油を原料とする化学製品甲の製造販売をしている。国内における甲製造販売業者には、4社のほかにX社、Y社及びZ社があり、我が国における市場占有率は、上位から順に、X社30%，A社15%，B社14%，Y社14%，Z社13%，C社6%，D社4%となっているほか、輸入製品が4%となっている。上記各社の甲の品質にはほとんど差はない。また、輸入製品は、国内製品よりも若干低価格であるものの、その分品質がやや劣っていることもある。購入者は特定の需要者に限られており、ここ10年ほど輸入製品の市場占有率に変化はない。なお、甲に代替する商品はない。

甲製造販売業者は、甲を直接需要者に販売しており、需要者との間で価格交渉を行い、個別に価格を決定している。甲は、石油製品である乙を分解して得られる化学物質を原料としているため、乙の市場における価格（以下「乙価格」という。）が甲の製造コストに大きく影響する関係にあり、従来から、甲製造販売業者は、甲の販売価格を引き上げる際、乙価格の上昇を理由としてきていた。

甲の市場占有率の状況は、工場立地等の関係から、東日本地区と西日本地区で大きく異なっており、X社及びY社は、主に東日本地区において販売しており、A社、B社及びC社は、主に西日本地区において販売しており、Z社は東日本地区でしか、また、D社は西日本地区でしか販売していない。西日本地区における市場占有率は、上位から順に、A社32%，B社24%，C社14%，X社10%，D社10%，Y社8%となっている。以上のような市場状況は、ここ十数年変化はなく、各社の製造設備は基本的に従前の取引量を前提としたものとなっているため、短期的に製造量を増やすことは各社とも難しい状況にある。また、甲製造販売業者とその需要者との取引は、固定的な関係にあって取引先が変更されることはない。

以上のような市場状況の下で、4社は、かねてから、3か月に1回程度の割合で、営業部長による会合（以下「部長会」という。）を開催し、主として西日本地区における甲の販売に関する情報交換を行っていた。平成16年には、乙価格が高騰したため、部長会において、西日本地区における甲の販売価格の値上げについて合意し、この合意に基づいて各社が顧客との値上げ交渉を行い、一部顧客との間で値上げに成功したことがあった。また、平成18年春頃から再び乙価格が上昇してきたことから、同年6月に開催された部長会において、西日本地区における甲の販売価格の値上げについて合意し、この合意に基づいて各社が顧客との値上げ交渉を行い、一部顧客について同年8月販売分からの値上げに成功したことがあった。

[設問1]

その後、乙価格は安定していたが、平成20年に入ってから上昇が続いたことから、同年6月15日に開催された部長会（出席者は、A社のP部長、B社のQ部長、C社のR部長、D社のS部長）において、P部長は、「A社としては、乙価格の上昇傾向が深刻なので、今年の8月販売分から、西日本地区の顧客に対する甲の販売価格を1キログラム当たり10円をめどに引き上げたいと考えている。これまででも4社が同調して値上げした場合には、ある程度値上げに成功しているので、今回もB社、C社、D社にも同時に値上げをお願いしたい。」旨を述べたところ、S部長も賛同した。これに対して、Q部長は、「B社としては、需要が伸び悩み値下げ要求も出されている中で、値上げについて取引先の理解を得ることは難しいと考えている。値上げは時期尚早である。」と述べ、R部長は値上げの是非についての態度を明らかにしなかった。そのため、同日の部長会は明確な結論を出すことなく終了した。

上記部長会を終えて帰社したP部長は、それまでの経緯から、「A社が先行して値上げを実施すれば、他社も追随するのではないか。」と考えた。そこで、A社は、以後、B社、C社及びD社との間で部長会等の会合を開催することなく、同年8月販売分について西日本地区の顧客との値上げ

交渉を開始した。もっとも、A社は、顧客との交渉開始に先立って、「8月販売分から甲の販売価格を1キログラム当たり10円の値上げをすべく、まず西日本地区の顧客との交渉を開始する。」旨の新聞発表を行い、P部長は、上記新聞発表と同じ頃に、Q部長、R部長及びS部長に対し、「A社は、8月販売分から甲の販売価格を値上げいたします。」という内容のメールを一方的に送信した。B社、C社及びD社は、いずれもA社の値上げ交渉開始から数日ほど遅れて、同年8月販売分について西日本地区の顧客との値上げ交渉を開始し、結果として、4社ともおおむね1キログラム当たり10円近い値上げに成功した。Y社は、上記新聞発表によってA社の値上げを知り、直ちに同年8月販売分について西日本地区の顧客との値上げ交渉を行い値上げに成功した。

この場合の4社及びY社の行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反するといえるか検討しなさい。

〔設問2〕

平成21年になると乙価格は低下し、しばらく安定していたが、平成22年暮れ頃から上昇に転じ、平成23年になってもその傾向に変化はなかった。4社は、同年2月15日に開催された部長会（出席者は、A社のE部長、B社のF部長、C社のG部長、D社のH部長）において、乙価格の上昇によるコスト増を甲の販売価格に転嫁する必要があるとの結論に達し、同年4月販売分から、西日本地区の顧客に対する甲の販売価格を1キログラム当たり10円をめどに引き上げること、顧客との値上げ交渉の進捗状況について情報交換するために、同年4月10日に再度部長会を開催することを合意した。

上記2月15日の部長会を終えて帰社したG部長は、部長会における合意の内容を上司に報告したところ、「独占禁止法上の問題があるのではないか。以後、他社とは関わりを持たないように。」との指示を受けた。そこで、C社は、他の3社に何ら連絡をすることなく、同年4月販売分について西日本地区の顧客との値上げ交渉を行わなかった。また、G部長は、急に別の予定が入ったという虚偽の連絡を入れて、同年4月10日に開催された部長会を欠席した。C社を除く3社は、同年4月販売分について西日本地区の顧客との値上げ交渉を行った。その結果、A社及びB社は、一部顧客との間で値上げに成功したが、D社は、大口取引先に拒否されるなどしたために、結果として値上げに成功しなかった。

この場合の4社の行為は、独占禁止法に違反するといえるか検討しなさい。

〔第2問〕(配点: 50)

X社は、特殊な植物から抽出した栄養成分を主とする栄養機能食品（注） α を製造・販売する大手食品メーカーであり、自社製品を甲というブランド名で販売している。

α は、近年の健康志向の増大により市場が拡大しているが、独自の製法を必要とすること、原料である植物の調達が容易ではないことから、 α を製造・販売するメーカーは6社に限定されている。また、価格より品質を優先する消費者の傾向とあいまって、メーカー間の価格競争はほとんど行われていない。なお、 α の類似品として β があり、栄養機能食品の対象となる栄養成分は α とほとんど異なるが、当該栄養成分を抽出する植物が異なることから、多くの消費者にとって β の栄養機能は α よりも大きく劣ると考えられており、仮に α の価格が大幅に引き上げられたとしても、 α に代えて β を購入しようとする消費者はほとんど存在しない。

甲は、他社製品に比べて栄養成分の体内吸収率が高いこと、X社の知名度の高さ、テレビでの有名タレントを使ったコマーシャルなどから人気商品となっており、その市場占有率は40%で第1位で、2位以下を大きく引き離している。なお、他社の市場占有率は、A社18%，B社15%，C社11%，D社9%，E社7%である。そして、甲を指名して購入する消費者も少なくないことから、栄養機能食品の販売業者にとっては、これを取りそろえておくことが不可欠の製品となっている。

甲の流通経路は、(1)卸売業者を経て、薬事法上の許可を受けた薬局及び店舗販売業者（以下「薬局・薬店」という。）の店頭で販売されるものが9割以上を占めているほか、(2)インターネットを通じた販売（以下「ネット販売」という。）が新たに登場してきている。(1)に関しては、X社は、資本・人員・保管設備などの良否を勘案して、各都道府県ごとに卸売業者1社を選んで代理店とし、それらの者のみに甲を販売している（以下「代理店卸売業者」という。）。代理店卸売業者は、各都道府県を担当地域として当該地域内で積極的な販売を行うよう義務付けられているが、他の都道府県での販売に特に制約は課されていない。(2)に関しては、インターネットのホームページを通じて注文を受け、宅配業者が配送するもので、無店舗のインターネット販売業者（以下「ネット販売業者」という。）がこれを手掛けている。その場合、ネット販売業者は、薬局・薬店相互の間で在庫調整や換金の必要性などから低価格で取引されている甲を、薬局・薬店から購入してその販売に充てている。ネット販売は、店舗や人員のコストが節約できることなどから、薬局・薬店の店頭での販売価格に比べて5%～10%ほど安いことが多く、最近、その売上高は増加傾向にある。

X社は、当初から、ネット販売業者によるネット販売が、薬局・薬店による店頭での販売と異なり、①甲の摂取目安量や摂取方法について、顧客の求めに応じて説明やアドバイスを行う機会がなく、製品の栄養機能が十分に發揮できなくなるおそれがあること、②甲は、品質保持のため摂氏15度以下の冷暗所での保存が必要なところ、その配送や保管における温度管理が不十分となり、品質が劣化するおそれがあることを理由に、これに消極的な姿勢を探ってきた。そして、このままネット販売業者によるネット販売が拡大すると、上記①②により甲のブランドイメージが損なわれる危険が大きいと考え、今後はこれを行わせないようにするとの方針を決定し、そのために以下のよ

うな方策を探ることを考えている。

- ① ネット販売業者に甲が販売されないようにするために、甲を扱っている薬局・薬店に対し、甲を、専ら一般消費者に対してのみ販売するよう要請する。
- ② ①の要請を遵守させるため、代理店卸売業者に対し、肉眼では見えない製品の隠しロット番号を用いた取引先の薬局・薬店の監視を義務付け、同要請に従わない薬局・薬店には甲を販売しないようにさせる。

〔設問〕

X社が実施しようとしている上記①及び②の方策について、独占禁止法上の問題点を指摘して検討しなさい。

(注) 「栄養機能食品」とは、栄養成分（ビタミン・ミネラル）の補給のために利用される食品であり、同食品として、その栄養成分の機能を表示して販売するためには、健康増進法に基づき、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、定められた上・下限値の基準の範囲内である必要がある。また、摂取目安量や摂取方法等についての注意喚起表示を行う必要がある。他方、それは、薬事法上の許可を受けた薬局及び店舗販売業者でなければ販売することができない「医薬品」には該当しないから、これ以外の者であっても販売することができる。

論文式試驗問題集 [知的財產法]

[知的財産法]

[第1問] (配点: 50)

Aは、充電式でない電池（以下「使い捨て電池」という。）を充電する方法の発明（以下「本件発明」という。）について特許権を有している。本件発明によると、電圧が低下した使い捨て電池を充電して繰り返し使用することができる。

メーカーBは、新型の充電器（以下「B製品」という。）を開発した。B製品は、充電式の電池を充電する機能のほかに、電圧が低下した使い捨て電池を本件発明と同一の方法で充電する機能を有しており、ユーザーは充電したい電池の種類に応じて充電機能を選択することができるよう設計されている。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

[設問]

1. Bは、日本国内市場及び外国市場を指向して、各国仕様ごとに生産工程を分けてB製品を製造し、国内仕様のB製品を国内で販売し、外国仕様のB製品を外国に輸出している。AはBに対し、本件発明の特許権に基づいてB製品の製造、販売及び輸出の各行為につき差止請求をすることができるか。なお、B製品は、家庭内での使用を予定した装置であるものとする。また、Aは、外国において特許権を有していないものとする。
2. Cは、ソフトウェアメーカーであるが、Bからの発注を受けて、B製品に搭載する部品である半導体チップ（以下「C部品」という。）を製造してBに譲渡している。C部品には、本件発明と同一の充電方法をB製品で機能させるプログラムが記録されている。そこでAはCに対し、BがC部品を搭載して製造するB製品は、Aの本件発明の特許権を侵害していると通知した。AはCに対し、どのような請求をすることができるか。
3. AはBに対し、家庭内で使用される製品に限る条件で、本件発明による充電機能を有するB製品の製造・販売行為を許諾したが、事業者向けの充電器の製造・販売行為は許諾しなかった。そこで、Bは、B製品に「家庭内使用に限る」と明記して販売した。ところが、日本国内の事業者Dは、市場において購入したB製品を自らの事業目的で使用し、電圧が低下した使い捨て電池を充電している。AはDに対し、本件発明の特許権に基づいてB製品の使用行為につき差止請求をすることができるか。

〔第2問〕(配点：50)

音楽家であるA及びBは、共同で楽曲 α を創作し、楽曲 α についての著作権を共有している。平成20年7月に、レコード会社Cは、A及びBとの間で、期間を3年とする楽曲 α の日本国における利用許諾契約を結び、その後、同契約に基づいて、楽曲 α の演奏を録音したレコード（以下「Cレコード」という。）の製造販売を開始した。また、A及びBは、X国のレコード会社Dに対して、X国における楽曲 α についての著作権を譲渡した。レコード会社Dは、X国において、楽曲 α の演奏を録音したレコード（以下「Dレコード」という。）を製造し販売している。映画会社Eは、レコード会社Dから利用許諾を得て、X国において、楽曲 α をエンディング・テーマとした劇場用映画（以下「E映画」という。）を製作し、映画館等において上映した後、E映画のDVDを製造し販売している。

平成23年5月に、AとCは、上記利用許諾契約を更新しようと考えていたが、Bは、Aとの人間関係のもつれからAを困らせたいと思い、この更新を拒絶した。そのため、Cは、Cレコードの製造を中止し、同年7月までに、その製造したCレコードを全て販売した。しかしながら、Cは、Aからの強い要望を受けて、同年9月に、Bの許諾を得ないまま、Cレコードの製造販売を再開した。レコード店を経営するFは、平成24年2月から、Bの許諾がないという事情を知らずに、CからCレコードを購入していたところ、同年4月に当該事情を知り、その後はCレコードを新たに購入することはやめたが、現在、それ以前に購入したCレコードを消費者に販売している。

以上の事実関係を前提として、以下の設間に答えよ。

〔設問〕

1. Bは、Cに対してCレコードの製造販売の差止請求をする場合、どのような主張をすべきかについて、Cの反論を想定しつつ、述べよ。
2. Bは、Fに対してCレコードの販売の差止請求をする場合、どのような主張をすべきかについて、Fの反論を想定しつつ、述べよ。
3. Gは、X国においてDレコードを購入し、これを日本に輸入し販売している。Aは、Gに対して、Dレコードの輸入及び販売の各行為につき差止請求をすることができるか。
4. Hは、X国においてE映画のDVDを購入し、これを日本に輸入し販売している。Aは、Hに対して、E映画のDVDの輸入及び販売の各行為につき差止請求をすることができるか。

論文式試驗問題集 [勞 働 法]

[労 働 法]

【第1問】(配点: 50)

次の事例を読んで、後記の設間に答えなさい。

【事 例】

Xは、平成10年、インテリアデザイン設計・施工業を営むY社に期間の定めなく雇用され、入社以来、主にインテリアデザイン設計を担当している社員である。Xが入社した当時、Y社には、同じインテリアデザイン設計担当として勤続年数10年以上の正社員が1名いたが、この社員は平成20年に転職した。ところが、Y社は人材を補充しなかったため、同年以降、X一人でインテリアデザイン設計を担当していた。Xは、これでは自己の業務負担が大きく、まとまった休暇の取得もままならないことをY社に訴え続け、Y社は、適した人材が見付からないことを理由になかなか人材を補充しなかったが、ようやく平成23年4月になって、デザイン専門学校を卒業したばかりのAを正社員として雇用し、インテリアデザイン設計担当とした。

ところで、Xは、共働きの妻が出産し、その産前産後休業後に妻が職場復帰できるよう、それに合わせて2か月の育児休業を取得しようと考え、Y社の承認を得て、同年7月1日から同年8月31日まで所定の休日を除く43日の育児休業を取得した。

Xは、当初、同年9月1日からは妻が育児休業を取得し、自分は職場復帰する予定でいたところ、妻の勤務先が繁忙で、同月中は妻の休業が困難であり、妻も勤務継続を希望した。そこで、Xは、いまだ消化していない当該年度の年次有給休暇20日分をここで利用しようと考え、同年8月25日、Y社に電話で連絡し、同年9月1日から同月30日まで所定の休日を除く20日の年次有給休暇を取得する旨申し出た。

他方、Y社は、マンション建設・販売業を営むB社が新築マンションのインテリアデザイン設計・施工を外注する案件につき、他社に先んじて営業活動を展開し、Xが1年近く、B社との交渉や企画提案等に従事してきたところ、同年7月上旬頃、B社から、同年9月中にB社がY社及び競合他社の各企画提案を受け、その最終評価に基づき外注先を決する旨を伝えられていた。

そこで、Y社は、同年8月25日に電話連絡してきたXに対し、前記事情を説明し、大きな利益が見込まれる前記案件を受注するためには、Xが最終的な企画提案及び交渉を行う必要が大きく、入社したばかりで実務経験の浅いAには任せられないことを理由に、同年9月の年次有給休暇の取得は避けてもらいたい旨申し出た。しかし、家庭の事情を優先せざるを得ないと考えたXは、これに応じなかった。そこで、Y社は、同年8月26日、Xに電話連絡し、同年9月半ばまでは何とかAに代替させるとしても、他社との企画競争及びB社との交渉が山場となる同月15日から同月30日までの期間中（うち勤務日10日）は、Xによる年次有給休暇の取得が事業の正常な運営を妨げるとして、同月1日から同月14日までの期間における年次有給休暇は承認するが、同月15日から同月30日までの期間における年次有給休暇は承認しない旨通知するとともに、同年10月中であれば、これに相当する期間の年次有給休暇を取得しても差し支えない旨提案した。

しかし、Xは、この提案も受け入れず、そのまま、同年9月1日から同月30日まで出勤しなかつた。

Y社は、やむなくXに代えてAを企画提案及び交渉に当たらせたが、その実務経験不足から、結局、前記案件につき受注できなかった。

Y社は、Xが同月15日から同月30日までの間の勤務日にY社の承認を得ずに出勤しなかつたことが、就業規則に規定された懲戒事由である「正当な理由なく、業務上の指示命令に従わなかつたとき」に該当するとして、就業規則所定の手続に従って、Xを懲戒処分であるけん責処分にした。また、Y社は、同年10月、毎月末日締めで計算される同年9月分の賃金につき、Xに

対し、Y社がXの年次有給休暇を承認しなかった同年9月15日から同月30日までの間の勤務日である10日相当分の賃金を控除して支給した。さらに、Y社は、同年12月支給に係る賞与につき、Xに対し、全額支給しなかった。Y社は、これについて、就業規則に定められた賞与の支給条件に従った措置であるとしているところ、就業規則には、賞与支給に関して、次のように規定されていた。

すなわち、12月支給の賞与の対象期間は、5月初勤務日（同年では5月2日）から10月最終勤務日（同年では10月31日）まで、支給対象者は、同期間の出勤率（出勤した日数÷有効に取得した休暇日を含めた所定労働日数）が90パーセント以上の者（同年の前記対象期間で所定労働日124日のうち112日以上出勤した者）とされ、その出勤率の算定において、年次有給休暇はこれを出勤したものとみなす旨の規定はあるが、育児休業についてその旨の規定はない。

また、賞与額の算定については、月額基本給3か月分の額から、月額基本給を20日分で除して得た額に欠勤日数を乗じて得た額を差し引く計算方式を探ることとされている。育児休業は無給とされているところ、前記賞与額の算定においては、年次有給休暇も含め、全ての取得休暇日を欠勤日数に算入するものと規定されている。

なお、Xは、同年5月2日から同年10月31日までの間、前記のとおり出勤しなかった同年7月1日から同年9月30日までの期間を除き、全ての勤務日に出勤した。

【設問】

Y社がXに対して行った懲戒処分、平成23年9月分給与からの10日相当分の賃金控除及び同年12月の賞与全額不支給の各措置について、法律上の問題点を指摘し、あなたの見解を述べなさい。なお、Y社はXに対して賞与を支給すべきであるとする見解の場合には、前記計算方式による賞与額の算定において欠勤日数を何日として計算すべきか、また、その根拠について説明しなさい。

【第2問】(配点: 50)

次の事例を読んで、後記の設間に答えなさい。

【事例】

- 1 Y社は、事務所用家具のインターネット販売を主な事業とする株式会社であり、従業員は50名で、部長、課長及び係長の役職が設けられ、課長以上に人事考課の権限が与えられている。
- 2 Y社は、いわゆる薄利多売の営業でこれまで好調に売上げを伸ばしていたことから、例年4月に賃金の引上げ（ベース・アップ）を行ってきた。ところが、主要な仕入先の会社が倒産したことに伴い、従前の廉価な販売価格を維持できなくなり、平成21年の事業年度における業績が急激に悪化した。Y社の代表取締役であるAは、現在の財務状況からすれば、平成22年も多少のベース・アップは可能ではあるものの、Y社のぜい弱な財務体質からすると、同年の事業年度以降も業績が引き続き低迷した場合、早ければ平成24年にも深刻な経営難に陥る可能性があると分析し、平成22年4月のベース・アップは行うべきではないと判断した。そこで、Y社は、同年1月上旬頃、全従業員に対して、平成21年の業績悪化により平成22年4月のベース・アップは実施しない旨を書面で通知した。
- 3 Y社には、これまで労働組合が存在しなかったところ、部下2名を配されたY社の係長であるBは、平成21年の業績が悪化したとはいえ、ベース・アップができないほどにY社の財務状況は悪くないはずであり、ベース・アップを行わないのは不当であると考え、Y社に対してベース・アップ要求の団体交渉を行うべく、Y社の係長以下の従業員を勧誘して、平成22年1月末頃、Y社の従業員計30名でX労働組合（以下「X組合」という。）を結成し、自らその執行委員長に就任した。そして、X組合は、Y社に対し、X組合結成の旨を通知し、X組合とのベース・アップを議題とする団体交渉の開催を求めた。
- Y社はこの要請に応じ、同年2月初め頃に開催された団体交渉に出席したAは、X組合に対し、「平成21年の業績が著しく悪く、現在の財務状況では、平成22年以降の業績が引き続き低迷した場合、早ければ平成24年にも従業員のリストラを検討せざるを得ないほどの経営難に陥る危険がある。そこで、本年のベース・アップを断念し、財務体質の改善に力を注ぐ必要がある。」旨、自らの判断を率直に説明した。これに対し、X組合は、Y社の財務状況に関する資料の提出を数回にわたり求めたところ、Y社はその都度、これに迅速に対応し、財務諸表等、要求された資料を全てX組合に提出した上、その後、平成22年2月中、X組合からの合計3回にわたる日時指定の団体交渉開催要請に全て応じた。これらの団体交渉では、いずれも、X組合側が「深刻な経営難に陥る危険があると言うが、提出された財務関係資料を見てもY社の説明は理解できない。合理的根拠を示して納得のいく説明をしてほしい。」などと主張したのに対し、Y社側は、「既に提出した資料をきちんと分析すれば当方の説明の合理性は明白だ。説明しようにも根拠は資料のとおりだと言うほかない。」などと述べるのみであった。
- 4 Bは、X組合の執行委員長として前記団体交渉の内容をX組合の全組合員に伝達するため、同月末頃、Y社の許可なく、始業時刻前に、Y社事務所において、団体交渉の日時、出席者及び交渉概要に関する記述のほか、「会社は財務状況が悪いの一点張り。」、「会社はベース・アップできない合理的根拠を示せ。」などの文言を片面印刷したA4サイズの紙1枚を印刷面を下にしてX組合の各組合員の机上に置くという方法でビラを配布した。

Y社は、Bの前記ビラ配布が、Y社の就業規則に規定された従業員の遵守事項のうち、「許可なく、社内で業務外の掲示をし、又は図書若しくは印刷物等の頒布あるいは貼付をしないこと。」との規定に違反するとともに、Y社の係長としての職責に照らして相当でない行為であるとして、前記ビラ配布の翌日、Bにつき、人事権の行使として係長職を解いて役職なしに降格し、Bにその旨を通知した。その結果、Bは、部下を持たない立場になったほか、基本給に変動はないものの、これまで支給されていた月額2万円の係長手当の支給が受けられなくなつ

た。

5 X組合は、前記降格通知の翌日、Y社に対して、従前のベース・アップ要求に加え、Bの降格人事の撤回を要求し、団体交渉の開催を求めたところ、Aは、「Bの降格は人事権の行使であって経営権に属する事項であり、団体交渉に応じる必要はない。ベース・アップについても、合計4回の団体交渉にもX組合の資料要求にも全て応じた。双方の主張が折り合わないのは、要は、財務関係資料に基づく現在の財務状況及び今後の業績の見通しの分析・評価についての見解の相違である。そもそも、そのような分析・評価も経営者の判断事項であって、その当否を団体交渉で議論する必要はない。当方の経営判断を変えるつもりは全くないので、これ以上の団体交渉を行っても協議に進展が見られるとは思えない。」などと述べて、Y社として、X組合に対し、今後、前記要求に関する団体交渉を拒否する旨を即時に通告した。

6 そこで、X組合は、Y社に対する前記要求を外部に宣伝し、Y社を団体交渉に応じさせるべく、同年3月初め頃から、週2回、Y社の休憩時間中の午後零時30分から午後零時50分までの間、Y社事務所が所在するビルの敷地内の1階出入口外において、ビラ配布等の活動を始めた。その状況は、毎回、X組合の組合員10名余りが、同出入口外の両側に分かれて並び、同ビルを出入りする不特定者に対して、「執行委員長の降格は組合敵視の現れ。」「会社は違法な降格人事を撤回しろ。」「会社は団体交渉に応じろ。」「会社はベース・アップできない合理的根拠を示せ。」などの文言を印刷したA4サイズのビラを配布しながら、同旨の文言を声高に連呼するというものであった。

このような活動が3回実施された後、Y社に対して、同ビルに事務所を置く他社等から、「取引先がビルに入りにくいと言って迷惑している。批判の相手が当社と勘違いされても企業イメージも下がり、売上げにも響く。」といった抗議がなされ、テナントから同様の苦情を受けた同ビルの管理会社からも、X組合の前記活動を中止させてほしいとの強い要請がなされるようになった。

7 Y社の人事管理の責任者である総務部長Cは、これまで前記団体交渉に毎回出席し、そもそもX組合を好ましく思っていた上、前記ビル出入口外の活動をこのまま続けさせてはY社の対外的な信用にも関わることから、このような活動をやめさせるべきだと考え、同月下旬頃、Aその他Y社の役員に諮ることなく独断で、終業後、X組合の組合員を順次、酒食の席に誘い、「X組合の活動はかえって会社の業績を悪化させる。今年はベース・アップがなされなくても、皆が一丸となって働いて業績を回復すれば、ベース・アップもできる。組合活動を続けていると出世にも影響するぞ。」などと話した。その数日後、Cに誘われたこれら組合員のうち5名がX組合から脱退した。

8 Bその他X組合の幹部は、X組合の組合員に対するCの働き掛けがAの意向によるX組合への組織弱体化工作であると考えてY社への反感を強め、同月末頃、始業時刻前でY社の従業員がいずれも出勤していない早朝に、Y社事務所において、Y社の許可を得ず、X組合の組合員以外の者も含めたY社の全従業員の机上に、「会社は違法な降格人事を撤回しろ。」「会社は団体交渉に応じろ。」「会社はベース・アップできない合理的根拠を示せ。」「組合弱体化工作に断固抗議する。」「A社長は違法行為の達人。」「A社長は従業員を犠牲にして私腹を肥やす偽善者。」などの文言を片面印刷したA4サイズの紙1枚を印刷面を上にして置くという方法でビラを配布した。その後、Bらが始業時刻までの時間を潰すために一旦Y社事務所を出ている間、Y社の他の従業員よりも早く出勤したCは、前記ビラを見て、これはA個人を根拠なく誹謗中傷するもので、従業員の目に触れさせるわけにはいかないと考え、Aその他Y社の役員に諮ることなく独断で、Y社の他の従業員が出勤してくる前に、机上配布された前記ビラをX組合に無断で全て回収してしまった。

[設問]

- 1 X組合は、Y社側の一連の対応について、いずれも不當であると考えているが、その場合、X組合として採り得る法的措置とその法律上の問題点について論じなさい。なお、B個人が当事者となる法律関係については検討しなくてよい。また、X組合が労働組合法上の労働組合に該当することを前提に論じてよい。
- 2 Y社は、直ちにX組合による前記ビル出入口外でのビラ配布等の活動をやめさせたいと考えているが、その場合、Y社として採り得る法的措置とその法律上の問題点について論じなさい。

論文式試驗問題集 [環 境 法]

[環 境 法]

[第1問] (配点: 50)

A県B町に所在するC社の工場の近隣に住むDは、自分がぜん息に罹患したのは、同社工場に設置されているばい煙発生施設から排出される窒素酸化物が原因であると考えている。同施設は、大気汚染防止法の規制対象であり、C社はA県知事に届出をしている。この場合において、以下の設問に答えよ。なお、各設問の事例はそれぞれ独立している。

[設問1]

C社は、昭和55年（1980年）の操業開始時に、B町との間に公害防止協定を締結している。この協定においては、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準よりも2割厳しい基準が定められ、その基準に関して、「C社工場内のばい煙発生施設の排出口において、本協定に規定する排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。」と規定されていた。

Dからの相談を受けたB町役場では、C社工場に職員を派遣して窒素酸化物の濃度を測定させたところ、大気汚染防止法に基づく排出基準値は辛うじて遵守していたことが同社の測定記録からは確認できたものの、協定に規定されている値は実現できていないことが判明した。D以外にもぜん息症状を訴える住民が出てきたことから、B町は、C社に対して、このままでは協定の履行を求める訴訟を提起せざるを得ないと伝えた。

C社は、協定値不遵守の事実は認めたものの、「協定に規定されている値は、あくまで目標値にすぎない。また、窒素酸化物に関する規制は、大気汚染防止法のみにより適法になし得るのであって、協定により法的義務を創出することはできないはずであるから遵守義務は発生しない。」と主張している。これに対してB町は、どのように反論できるか。

なお、窒素酸化物に関する上乗せ条例は制定されていないものとする。

[設問2]

大気汚染防止法は、昭和43年（1968年）に制定されたが、同法の昭和45年（1970年）の改正は、排出基準の違反について第33条の2を導入し、新たな法政策を採用した。【資料1】及び【資料2】を踏まえてその趣旨を述べよ。

[設問3]

C社は、B町に対して、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準値は遵守していたと主張したが、A県が立入検査をして質問などをしたところ、少なくとも平成19年（2007年）4月から平成24年（2012年）3月までの過去5年間にわたり、同法施行規則に基づく頻度で実施する排出基準の測定に当たって、度々同基準値を超過した排出をしていたにもかかわらず、それが基準値内にあるように測定値を改ざんして記録していたことが判明した。この場合について【資料1】ないし【資料3】を踏まえて次の(1)及び(2)に答えよ。

- (1) このような事案に対し、設問2に挙げた規定の導入と一体として行われた昭和45年（1970年）の大気汚染防止法改正の一部（【資料2】参照）には、「十分認識されていなかった問題点」があったことが明らかになり、平成22年（2010年）に同法改正がなされた（平成23年（2011年）4月1日施行）。この問題点は、我が国の環境法令の多くに前提となっている認識と関連しており、我が国の環境法令の特徴ともいえるが、それは何か。
- (2) C社はどのような刑事责任を負うか。なお、罪数については答えなくてよい。

【資料1】昭和43年（1968年）の大気汚染防止法制定の際の関連規定

（排出基準の遵守義務）

第5条 指定地域におけるばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

（ばい煙量等の測定）

第15条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第33条 第10条又は第14条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第34条 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第11条第1項の規定に違反した者
- 三 第15条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- 四 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【資料2】昭和45年（1970年）の大気汚染防止法改正の際の関連規定

（ばい煙の排出の制限）

第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 （略）

（ばい煙量等の測定）

第16条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第33条 第9条又は第14条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第33条の2 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第1項の規定に違反した者
- 二 第17条第2項、第18条の4又は第23条第4項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は5万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第15条第2項の規定による命令に違反した者

第35条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項又は第18条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第10条第1項の規定に違反した者
- 三 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【資料3】中央環境審議会「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について（答申）」（平成22年1月29日）（抜粋）

「近年においては、環境問題の対象が地球温暖化や廃棄物・リサイクル等にも多様化し、事業者や地方自治体においてもこのような課題への対応に重点が置かれるようになり、公害防止の取組に対する社会的な注目度は相対的に低下し、現場における担当者の公害問題に対する危機意識も希薄となりがちな傾向にある。それらを背景として、公害防止法令に基づく環境管理業務に充てられる人的・予算的な資源に制約が生じ、その適確な遂行が困難になりつつあり、さらに、これまで公害防止対策を担ってきた経験豊富な事業者や地方自治体の職員も退職期を迎えており、企業におけるコンプライアンスの確保が課題となっている。このような中で、ここ数年、大企業も含めた一部の事業者において、『大気汚染防止法』や『水質汚濁防止法』の排出基準の超過及び工場の従業員による測定データの改ざん等の法令違反事案が相次いで明らかとなり、事業者の公害防止管理体制に綻びが生じている事例が見られている。」

「現行の『大気汚染防止法』及び『水質汚濁防止法』においては、（中略）ばい煙量等又は排出水の汚染状態の測定・記録（中略）により得られる排出測定データは、事業者が排出基準を超過しないよう自主的管理のために用いられるとともに（中略）地方自治体による報告徵収や立入検査、改善命令等の法に基づく措置を行う際に過去の排出の状況を明らかにする重要な資料となってきた。」

〔第2問〕(配点：50)

A県B町は、瀬戸内海に面した湾内に位置し、古くから海上交通の要衝として栄えた港町である。海岸には、中世からの港湾設備群や壮麗な神社等の歴史的建造物が並び、それらが良好な状態で保存されている。同じ湾内の、B町の対岸側にあるA県C町からは、B町海岸の歴史的建造物があたかも海に浮かんでいるように見えるため、C町からの景観は名勝として知られ、C町住民は、その特徴的な歴史的景観を日常的に遠望していた。

A県は、事業者として、県内の他地域における幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、上記湾内の公有水面を埋め立て、埋立地に新たな地上式の県道（以下「計画道路」という。）を設置する事業（以下「本件事業」という。）を計画した。計画道路は、C町を通る予定である。本件事業による湾の埋立てにより、B町の歴史的建造物が並ぶ海岸地先海面も埋め立てられることとなった。本件事業の計画に際し、埋立工事を行わず、別地区にトンネルを掘削する代替案も検討されたが、代替案では、幹線道路の交通混雑解消の効果が、埋立工事を行う場合の約70%であるとして、採用されなかった。

なお、A県は、政府が瀬戸内海環境保全特別措置法第3条第1項に基づき策定した「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づいて、「瀬戸内海環境保全に関するA県計画」を策定しており、これには、「瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等については、その指定、管理等に係る制度の適正な運用等によりできるだけ良好な状態で保全するよう努めるものとする。」との規定がある。

A県は、A県知事に対し、公有水面埋立法第4条第1項に基づき埋立免許を申請し、A県知事は、A県に対し、公有水面の埋立免許を付与した。その後、本件事業による埋立工事が竣工した結果、C町からは、B町の歴史的建造物が海に浮かんでいるようには見えなくなり、特徴的な歴史的景観が損なわれた。

〔設問1〕

C町に住むXは、長年、B町の歴史的建造物の見える景観を日常的に楽しんでいたが、本件事業による埋立てにより、特徴的な歴史的景観が損なわれ、精神的苦痛を感じているため、訴訟を提起して、損害の賠償を受けたいと考えている。

- (1) Xは、誰に対してどのような請求ができるか。
- (2) 当該訴訟において予想される争点について、Xがどのような主張をすべきかを、予想される被告側の反論にも言及しつつ、論ぜよ。

〔設問2〕

本件事業に係る計画道路の供用開始後、当該道路の交通量が増加し、C町では当該道路を通行する自動車の騒音が激しくなり、Xの居住地では、昼夜の各環境基準を5デシベル超える騒音が毎日のように測定されるようになった。Xは、生活妨害による精神的苦痛を感じているため、訴訟を提起して、損害の賠償を受けたいと考えている。

- (1) Xは、誰に対してどのような請求ができるか。
- (2) 当該訴訟において予想される争点について、Xがどのような主張をすべきかを、予想される被告側の反論にも言及しつつ、論ぜよ。

【資料】

- 公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号）（抄）

第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

2, 3 (略)

第4条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ

為スコトヲ得ズ

- 一 國土利用上適正且合理的ナルコト
- 二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト
- 三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル國又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト
- 四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト
- 五、六 （略）
- 2、3 （略）

○ 濑戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に關し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に關し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画）

第3条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に關し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下この章において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2、3 （略）

（瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画）

第4条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に關し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下この章において「府県計画」という。）を定めるものとする。

2～5 （略）

（埋立て等についての特別の配慮）

第13条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認については、第3条第1項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 （略）

論文式試験問題集 [国際関係法（公法系）]

[国際関係法（公法系）]

[第1問] (配点: 50)

X国は、国内法で基線から12海里までを領海、24海里までを接続水域、200海里までを排他的経済水域（以下「EEZ」という。）と定め、各海域に対して適用される国内法令を制定し、施行した。X国は、同国EEZ内での漁業活動を許可に基づき外国人にも認めている。他方、X国は、関税に関する限り、領海及び接続水域だけでなくEEZの海域をも同国関税法の適用区域と定め、漁船燃料用の軽油の無許可での持込み及び販売を禁止し、違反者に重い罰則を科すことを定めていた。X国は、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）批准時に「国連海洋法条約第56条に定める沿岸国の主権的権利及び管轄権には、排他的経済水域における外国船舶の商業活動に対する関税法の適用が含まれる。」という宣言を付した。

Y国の登録船舶A号、B号及びC号は、X国のEEZ内で操業する漁船に対して漁船燃料用軽油を販売することを目的とした船舶であり、A号は、X国基線から11海里の海域で漁業活動中でない漁船に漁船燃料用軽油を販売しているところをX国沿岸警備当局の巡視艇に発見され、関税法違反で拿捕された。また、B号は、基線から20海里の海域で、C号は、基線から100海里の海域で同様の販売行為により拿捕された。これらの船舶及び乗組員は、X国の港に連行された後、関税法違反で起訴され、司法手続においてそれぞれ有罪を宣告され、漁船燃料用軽油は没収された。

以上の事実を踏まえて、以下の設間に答えなさい。なお、X国とY国は、共に国連海洋法条約の当事国である。また、国連海洋法条約第292条に定める迅速な釈放の問題には触れなくてよい。

[設問]

1. X国が国連海洋法条約批准時に付した宣言の国際法上の効力について説明しなさい。
2. X国によるY国の登録船舶A号、B号及びC号に対する各措置について、国際法上どのように評価できるか、沿岸国が領海、接続水域及びEEZのそれぞれにおいて有する管轄権の違いを踏まえて、説明しなさい。
3. Y国の登録船舶C号に関する事件をX・Y両国は、合意により国際海洋法裁判所に付託した。

Y国の請求は、海洋の使用に対するY国の自由及びX国関税法に服しないY国の権利が侵害されたことの宣言と、これらの侵害から生じたY国の損害の賠償を求めるものであった。本件が、国連海洋法条約第295条に定める、「国内的な救済措置を尽くすことが国際法によって要求されている場合」に当たらないとすれば、それはどのような理由によるものかをY国の請求内容から説明しなさい。

〔第2問〕(配点：50)

A国にあるB国大使館が、同大使館の敷地内に通常大使館にはあり得ないような遊戯施設を建設して、A国に在留するB国民に開放した。A国は、そのような遊戯施設は、外交機能に関わるものではなく、大使館の敷地内の建造物であるとはいえる、不可侵は認められないと主張している。

ところで、B国は、当該遊戯施設を建設するに当たり、A国法人である甲建設会社（以下「甲」という。）と契約して建設を委ねた。建設が終了して建造物がB国に引き渡されても、B国は、契約にあるとおりの建設代金を甲に支払わないでいる。そこで甲は、B国を相手としてA国の国内裁判所（以下「A国裁判所」という。）に、建設代金の支払を求める訴えを提起した。B国は、主権免除を理由として、A国の裁判管轄権は及ばないと主張した。A国裁判所は、B国主権免除の主張を認めず、B国に対して不履行となっている代金債務の支払を命じ、判決は確定した。しかし、B国は、代金を支払わないでいる。

さらに、この遊戯施設で、小規模な火災が発生した。そこで、A国警察は、火災現場の実況見分を求めた。

その後、B国大使館のある地域で大規模な災害が発生した。このためB国は、当該遊戯施設をB国民だけでなく、全ての者に開放して避難所としての利用に供した。また、人命救助や復旧の目的で、A国の同意を得てB国から軍隊を派遣し、B国大使館の敷地内での人命救助や損壊している建物などの復旧に従事させた。ところが、B国軍隊による人命救助や復旧活動が行われている際に、B国軍隊が操作していたクレーンが倒れるという事故があり、この事故により遊戯施設に避難していたA国民である乙が傷害を負った。乙は、B国を相手として、A国裁判所に損害賠償を請求する訴えを提起した。

以上の事実を踏まえて、以下の設間に答えなさい。

〔設問〕

1. 遊戯施設を建設した甲がB国を代金債務の支払を求めて訴えた裁判で、A国裁判所は、B国主権免除を認めなかったことについて、あなたの評価を述べなさい。
2. A国裁判所は、B国に対して代金の支払を命じた判決に基づき、B国大使館がA国内の銀行に開設している銀行口座を差し押さえることができるか論じなさい。
3. A国警察から火災現場の実況見分を求められたことに対して、B国は不可侵を理由にこれを拒否できるか論じなさい。
4. B国軍隊の行為により傷害を負った乙が、A国裁判所に、B国を相手として損害賠償を請求する訴えを提起しているが、裁判管轄権について、A国裁判所は、どのような判断を下すと考えるか論じなさい。

論文式試験問題集 [国際関係法（私法系）]

[国際関係法（私法系）]

[第1問] (配点: 50)

甲国人夫A及び甲国人妻Bは、20年前に来日し、以後、日本において生活をしていた。Aは、来日後しばらくして知り合った甲国人女性との間に子Xをもうけたが、Xを認知していなかった。Xが出生以来日本において生活をしている甲国人であるとして、以下の設問に答えなさい。

なお、甲国法は、日本の後見及び保佐に相当する制度を有するほか、次の①から③の趣旨の規定を有している。

- ① 子は、父の死亡を知った日から2年以内に限り、検察官を被告として認知の訴えを提起することができる。
- ② 認知をするには、父が被後見人であるときであっても、その後見人の同意を要しない。
- ③ 夫婦の一方が被後見人となったときは、他の一方はその後見人となる。

[設問]

1. Aは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に陥った。本設問1との関係では甲国の国際私法からの反致はないものとして、次の問い合わせに答えなさい。

- (1) Bの請求により、日本の裁判所がAにつき後見開始の審判をする場合、いかなる国の法を準拠法とすべきか。
 - (2) Aにつき後見開始の審判をした場合、日本の裁判所は、いかなる国の法を準拠法としてBを後見人として選任することができるか。
 - (3) 日本の裁判所がAの後見人としてBを選任した場合、AによるXの任意認知につき後見人Bの同意は必要か。
2. Aは、その後、Xを認知することなく死亡し、Xは、Aの死亡を直ちに知った。Xは、Aの死亡後2年6月を経過した時に、検察官を被告として日本の裁判所に認知の訴えを提起した。甲国の国際私法P条が、「父による子の認知は、出生当時の父の本国法、認知の当時における父の本国法又は子の本国法若しくはその常居所地法による。父が認知前に死亡したときは、その死亡の当時におけるその本国法を父の本国法とする。」と規定しているとすると、この訴えは適法か。

[第2問] (配点: 50)

Yは、甲国に主たる営業所を有する甲国の会社である。Yは、インターネット上に法人及び個人顧客向けに英語のほかに日本語表記のウェブサイト(以下「本件サイト」という。)を開設し、本件サイトを通じて日本及びその他の国において自社製品であるG等の購入の問合せ及び購入ができるようしている。Yは、日本の弁護士を日本における代表者として定めて外国会社としての登記をし、本件サイトを通じた継続的な取引を行っているが、日本には営業所や財産を一切有していないものとして、以下の設間に答えなさい。

[設問]

1. Xは、日本に主たる営業所を有する日本の会社である。Xは、本件サイトからGの購入の問合せをし、Yの主たる営業所から日本に派遣された担当者と交渉の上、Yと東京において売買契約を締結した(以下「本件売買契約」という。)。Xは、Gを受領してYに代金を支払ったが、Gに瑕疵があったため、損害を被った。Xは、Yに対して債務不履行を理由として損害賠償を求める訴えを日本の裁判所に提起した。甲国は、国際物品売買契約に関する国際連合条約(平成20年条約第8号。以下「条約」という。)の締約国ではないとして、次の問い合わせに答えなさい。
 - (1) XとYとの間には裁判管轄に関する合意はなく、民事訴訟法第3条の3第1号に掲げる管轄原因が日本ないとした場合に、この訴えに関して日本の裁判所の国際裁判管轄権を基礎付ける事由はあるか。
 - (2) 法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)によれば、本件売買契約の準拠法が日本法となるとすると、日本の裁判所は、Xの請求につき条約を適用することができるか。
2. 日本に常居所を有する個人Zは、自宅のパソコンを使って私用のために本件サイトの個人顧客向けページを通じてGを購入する意図で注文を送信して代金を支払った。ところが、本件サイトでは注文の送信前に申込内容の確認を行う措置が講じられておらず、そのため、Zは、申込内容を確認できないままGと類似した別の商品Hの注文を送信してしまっていた。その結果、YからHがZ宅に送られてきた。

日本法には、事業者のウェブサイトにおいて消費者の意思表示の際にその内容を確認する措置が講じられていない限り、当該ウェブサイトを通じて締結された電子消費者契約の消費者の意思表示に民法第95条の要素の錯誤があった場合に、消費者に同条ただし書の重大な過失はないものと扱うP法Q条の強行規定がある。他方、甲国法には、日本の民法第95条と同様の内容の要素の錯誤に関する規定はあるが、上記のような電子消費者契約の特則に係る規定はない。本件サイト上には「商品の購入に関するお客様と弊社Yとの間に起きたあらゆる紛争については、甲国の国内法がこれに適用されることに同意していただいたものとします。」との表示があり、この表示に基づきZとYが甲国法を準拠法として合意していたとすると、日本の裁判所は、ZがYに支払った代金の返還をめぐる争いについてP法Q条を適用することができるか。